

令和5年10月10日
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

資金運用取引金融機関登録申請について

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「当法人」という。）においては、地方独立行政法人法第43条に基づき、別紙1「資金運用の方法について」により資金運用を行います。

資金運用を行うに当たっては、安全かつ効率的な運用を実施することとし、預金の場合には、原則として入札により運用先の金融機関を決定し、また、国債等の場合には、原則として提案により購入先の金融機関を決定することといたしました。

つきましては、当法人の資金運用に係る入札への参加を希望する金融機関、及び資金運用に係る提案への参加を希望する金融機関は、下記により登録申請をお願いします。

なお、この登録が、今後当法人が行う資金運用に係る全ての入札、及び資金運用に係る全ての提案への参加を保証するものではありません。

記

1 登録に必要な条件

- (1) 自己資本比率が、国際決済銀行基準で8%以上の金融機関であること。
（国際業務を行わない金融機関については、自己資本比率が国内基準で4%以上であること。）
ただし、証券会社においては、自己資本規制比率が140%以上であることとする。
- (2) 九州に本店または支店を有する金融機関であることとする。

2 登録に必要な書類

- (1) 佐賀県医療センター好生館資金運用取引金融機関登録申請書
（様式1）
- (2) 自己資本比率（自己資本規制比率）が確認できる書類（写しで可）
- (3) 会社概要（本支店の記載があるもの）

3 その他

- (1) 受付期間は随時とし、当法人及び金融機関のいずれからの申し出がない限り、本登録は自動継続するものとする。
- (2) 提出した登録申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の登録申請書を提出すること。

4 提出先（問い合わせ先）

必要書類を送付する際は、事前に担当までご連絡ください。

〒840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課財務係

電話：0952-28-1152

FAX：0952-29-9390